

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和6年度 第2回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開催年月日	令和6年12月6日（金）	
開催時間	午前10時00分 ～ 午前12時00分	
開催場所	足立区役所11階 入札室	
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長
	鈴木 欽哉 委員	秦 邦昭 委員
欠 席 者		
会議次第	1 開会 2 議事 （1）定例審議 ・議案第1号 中央本町地域学習センター大規模改修工事 ・議案第2号 本庁舎7号エレベーターほか5基昇降機改修工事 ・議案第3号 橋梁定期点検業務委託（道路整備課委託第13号） ・議案第4号 防鳥ネットの作成 ・議案第5号 キャッシュレス決済還元事業運営業務委託 3 報告事項 （1）令和6年度の不調・不落について（10月末現在） （2）指名停止措置状況について（6月～10月） 4 その他 （1）公契約条例手引きの改訂について （2）競争入札参加資格者の実態調査結果について （3）入札制度改革の検証について 5 閉会	
資 料	公契約等審議会資料	

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

- ・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開としますが、非公開情報に関する内容については、会議を非公開とします。

ー全委員了承ー

2 議事

(1) 定例審議

- ・定例審議抽出説明

○鈴木委員

定例審議案件の抽出理由については、契約金額が大きなもの2件ですが、契約内容を確認したい点があるということで、それぞれ選んでいます。できるだけ前回までに選ばれていないような案件を抽出するようにしました。中央本町地域学習センター大規模改修工事については、過去の同様の施設のものとは違う点はなかったのかということです。地域学習センターにはいろいろな特徴があるので、そうした点が何か契約に反映されているのかなどです。エレベーター改修工事は随意契約です。こうした改修工事は別の事業者を選ぶことは難しいですが、公正な手続きと金額の妥当性、そのあたりを確認したいということです。3番目は定期点検業務ということで、確かに定期点検がされているのか、それが契約内容で確認できるかどうか、こうした定期点検というのは、手抜きしてもわからないかもしれないというところがあって選びました。4番目ですが、今ごみ集積所には箱型のものが置かれていて、防鳥ネットを買うことはないと思っていました。他の自治体などで、椋鳥などが大量に飛来して、それをネットをかけて防ぐ様子が多く見られ、足立区でもそうしたことをやっているのかと思ったの

ですが、この案件はごみ集積所用のネットでした。他の案件を選び直す時間的制約もありますので、そのまま選定しています。ですが、逆にこれが本当に必要なのかを確認したいと思います。最後はずっと継続しているキャッシュレス決済還元事業ですが、おそらくこの次の契約もしていると思いますので、過去との整合性、継続している意義など、そのあたりを確認したいというところで選びました。

- ・工事契約3件

議案第1号 中央本町地域学習センター大規模改修工事

○工事契約係長

契約方式は条件付一般競争入札、令和5年6月から、当審議会から提言をいただき実施しました混合入札の案件になります。建設共同企業体を結成しての申し込み、又は単体企業も最高完成工事高の要件を満たしていれば、こちらの申し込みも可能としています。契約金額は7億4470万円、契約の相手方は株式会社似鳥工務店、区内本店事業者となっております。予定価格については事後公表で、7億5397万円余、落札率は98.77%でした。工事の概要といたしましては、施設更新計画に基づいた当該施設の大規模改修を行ったものです。同時に別案件で電気設備工事、機械設備工事も発注されました。審議いただくのは、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過についてです。入札参加資格については、公告書をご覧ください。資格としては、建設共同企業体での申し込みの場合と単体での申し込みとは異なっております。JVについては、第1グループが区内本支店事業者であること、共同運営格付がAであること、特定建設業の許可、監理技術者の配置などを求めています。第2グループが区内本支店事業者であること、共同運営格付がA又はBであること、一般建設業の許可、監理技術者又は国家資格を有す

る専任の主任技術者の配置などを求めています。単体の場合については、区内本支店事業者であること、共同運営格付がA又はBであること、特定建設業の許可、監理技術者の配置などを求めています。いずれも最高完成工事高を求める仕様になっておりまして、入札制度改革による対応として、事後公表時に提示することといたしました予定価格帯、こちらの下限額の、官公庁実績であれば半額、民間実績であれば満額を求めています。JVであれば出資比率の割合に応じた完成工事高となります。こちらも入札制度改革の一環ですが、区内本店事業者の優遇ということで、最高完成工事高について、官公庁は4割、民間は7割とする措置もしております。6つの単体事業者から希望があり、すべての事業者を指名しました。開札結果は入札見積経過調書のとおりで、初度入札で2者が予定価格超過、3者が辞退、予定価格内の1者が落札者となりました。辞退した事業者の理由としては、技術者、現場代理人の配置が困難となったということでした。当該案件は契約変更をしております。418万円、0.56%の増額です。変更理由は、インフレスライドによるものでした。さらに、契約変更をしております、1141万8千円、2.09%の増です。変更の主な内容は、施設の利便性や安全性を向上させるための追加工事が発生し、その対応をしたものです。こちらは工期も迫っておりまして、最終調整の契約変更ということです。

○田中副会長

1年半くらいかかっている工事ですが、施設を使用しながらの工事ですか。

○検査担当係長（建築）

施設は使用していません。他の場所の仮設で運営しているかもしれません。

○田中副会長

それでもこれだけかかるのですね。

○検査担当係長（建築）

全体の改修になりますので、これくらいはかかります。

○秦委員

混合入札という新しい方法になっていますが、6者とも単体でした。これくらいの規模であれば、足立区の大手なら単独でできるということのようです。今までJVでやっていた部分、他の事業者がやる部分を、例えば下請けに回すというようなことはないのですか。今まではJV内の複数の事業者が役割分担していたのを、1事業者になって、その分を下請けに回すということはないのでしょうか。

○工事契約係長

基本的には、JVであっても施工体系としては、下請けを活用しながら工事を進める形になっています。今回、元請けは1事業者になりますが、施工体系としては下請けを使いながらのものになっていたと思います。

○飯塚会長

下請けの選定に際しては、区内本店事業者を選定するよう努めることになっていますね。

○工事契約係長

おっしゃるとおりで、努力義務として課しております。

○田中副会長

すべて単体でしたが、その方がやりやすいのでしょうか。

○工事契約係長

直接聞いているわけではなく推測の話になります。JVになるとそれぞれの会社の利益を

出していかなければなりません、単体になれば自社の利益だけで対応ができるというところがあるのかもしれませんが。価格としても下がる可能性がある気がします。

○田中副会長

秦委員のおっしゃるように、これくらいの金額では単体が増える可能性があるということですね。

○工事契約係長

最高完成工事高の要件を設けておりますので、その点をクリアできればということになります。建築工事ではある程度の数は見込めると考えています。

○田中副会長

それで価格も下がってくればいいですね。

○鈴木委員

単体でできるということは、特殊な技術が必要になるような工事ではなく、一般的な工事ということですね。わかりました。

○秦委員

インフレスライドによる契約変更ですが、中身は人件費ですか。資材の方ですか。

○工事契約係長

両方です。

○秦委員

特に賃金が目立つわけではないのですか。

○工事契約係長

そうですね。労務費の部分も含まれてはおりますが。

議案第2号 本庁舎7号エレベーターほか5

基昇降機改修工事

○工事契約係長

契約方式は随意契約2号該当、契約金額は4億6750万円、契約の相手方は東芝エレベータ株式会社東京支社、区外の事業者となります。予定価格については4億7295万円余、落札率は98.85%でした。工事の概要といたしましては、本庁舎を運営しながら、6基の昇降機設備を改修する工事です。1996年3月の稼働以来、27年間経過したエレベーターの計画的な改修ということで、初めての大規模改修になります。審議いただくのは、随契業者の選定理由となります。当該案件は稼働を止めることができない区役所ということになりますので、昇降機の工事をするにあたって制限がかかります。既存のエレベーターを納入した東芝エレベータでなければ、稼働しながらの施工は厳しく、時間もかかってしまうというところが、選定の大きな理由です。委員の方から妥当な金額なのかという点について、事前にご質問をいただきましたので、所管課に確認をしております。エレベーターを改修するにあたり、全部を撤去して新たなものを入れるパターン、かご枠など既設部分を活かしながらリニューアルするパターンなど、いくつかのパターンを検証して、概算費用なども分析したうえで、本件を随意契約とする決定をしたとのことでした。かご枠ですとか、既設の部品を活かしながらリニューアルするパターン、今回の工事にはそうしたところを選択しています。具体的に新設の場合には、付帯工事として、昇降路内のレール、鉄骨の撤去、据え付け作業、各階乗り場や機械室の仮囲い、三方枠、仕切り、はつり作業などが必要となります。工期に関しては、1.5倍程度かかり、費用は2倍程度かかってくるという分析をしたと聞いています。

○鈴木委員

東芝自体は非上場になっていて、いろいろな

事業などの売却もされています。東芝エレベータは変わらないという理解でいいのですか。随意契約する際に懸念材料になったようなことはありませんか。

○工事契約係長

契約をするにあたって、事業者の経営状況等については、確認するような形にはなっています。随意契約に関しましては、電子調達サービス上で登録されている事業者が第一優先になっております。それが無い場合には、建設業の許可などで事業者としての適正性を確認しています。

○鈴木委員

特に懸念材料はなかったということですね。

○工事契約係長

経営状況としては、問題ないと判断して対応しました。

○鈴木委員

それでは、建て替えをするときになければ、新しい事業者は選べないということですかね。もし、この東芝エレベータがつぶれたときには、どうするのでしょうかね。

○工事契約係長

そうしたことも考慮して、区役所にはエレベーターが12基ありますが、メーカーを分散させています。

○秦委員

新設した場合には、どれくらいの費用がかかるのですか。それに対してこの4億6千万円というのは、どれくらいの割合になるのですか。

○検査担当係長（電気）

おおよそ1.7倍程度でしょうか。ただし音

が出たり、煙が出たりします。

○秦委員

27年たって大規模改修するのに比べて、まったく新規に設置する方が、耐用年数が延びるのではないですか。当面のコストとしては、こちらの方が安いですが、トータルで考えると、どちらがメリットが高いか、そういう計算はされているのですか。1.7倍と意外に小さい差でした。

○検査担当係長（電気）

現場を検査いたしました。使用部品はほとんど替わっています。モーターやローラーのような動くものはすべて新品になっています。消耗品に近いものは新品でした。ですので、耐用年数の差が極端に出るということはないと思います。

○鈴木委員

なかなか難しい判断になりますね。将来が予測できるかということがありますからね。

○秦委員

建物の耐用年数はどれくらいですか。60年くらいではないですか。その間は使用できないといけなわけです。それでどちらが安くつかですが、それを判断したということですね。

議案第3号 橋梁定期点検業務委託（道路整備課委託第13号）

○工事契約係長

契約方式は公募型指名競争入札、契約種別は委託、契約金額は2172万円余、契約の相手方は株式会社エイテック東日本支社、区外事業者になります。予定価格については事後公表で、2690万円余です。委託概要につきましては、業務計画書及び詳細な橋梁ごとの点検計画、こういった実施計画書の作成、関連資料の収集な

どを行うものになっています。点検に先立ち、現地調査を行いまして、橋梁の変状、劣化や損傷の程度を把握したうえで、点検を行うものになっています。想定される点検方法としては、表面に関しては橋上からの目視、下面に関しては点検車若しくは船からの確認、あるいはロボットカメラによる確認、支柱部に関しては点検車若しくははしごを使った確認などです。審議いただくのは、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過についてです。入札参加資格につきましては、足立区にある本店又は支店で申し込みを行う場合、共同運営格付順位を有することのみとして、東京23区内、こちらにつきましては、共同運営格付順位が1位から150位ということで分けています。その他、配置技術者については、技術士法による登録を行っている所定の技術士等を求めています。10者から申し込みがあり全てを指名いたしました。開札結果ですが、初度入札で4者が予定価格超過となり、4者が予定価格内、2者が最低制限価格未満でした。落札率は80.71%でした。

○飯塚会長

入札額にかなり差がありますが、これはどうしてでしょうか。

○工事契約係長

想定する点検方法により出てきた差かと推察されます。その他に、とりあえず入札だけはしておかないと、次に指名されないのではないかという心理が働いている事業者もいて、それで入札した事業者もいると思います。

○飯塚会長

とりあえずというのは、高めに入れるということですか。

○工事契約係長

そうです。絶対に落とせない額ということですよ。

○飯塚会長

点検の手法について、ある程度は指定していますよね。

○工事契約係長

いくつかの手法を示しています。

○飯塚会長

その中から事業者が手法を選択することになるとはと思いますが、その手法が相当かどうかという判断は、どの段階でののですか。

○工事契約係長

そのあたりに関しては、発注課と協議することになると思います。その中で判断をしていくことになると思います。

○契約課長

国交省が定めた点検要領があり、それに基づいたきちんとした点検にはなっていると思います。

○飯塚会長

ある程度の水準は保たれるということですね。

○工事契約係長

資機材を保有しているかどうかによる費用の差もあると思います

○鈴木委員

ちなみに一番はつきりするのは、ここが痛んでいるから工事した方がいいという結果がでる場合で、それで明確になるわけです。しかし、工事が必要という判断がされないものの中に、実は点検してなかったということは、あつては

ならないことですが、その点については、どのように考えているのでしょうか。

○契約課長

国の基準に基づいた点検を事業者に行わせていただき、そのうえで報告書を提出していただきます。その結果を見て、工事が必要であれば、順次実施していくという流れになっていくと思います。

○鈴木委員

契約課では、そこまでチェックする必要はないという考え方なののでしょうか。

○契約課長

する必要がないということではありません。

○工事契約係長

現状ですが、工事に関しては、契約課の検査員が現場に出向いて検査をしております。委託に関しては、主管課による検査になりますが、仕様で定める成果品、提出された書類などにより確認をしているところです。

○飯塚会長

現地に行つての確認まではしていないのですね。

○工事契約係長

必要があればということですね。例えば成果品の書類などから、そういう必要があると判断されるような場合です。

○秦委員

これは橋梁の定期点検ですから、プロフェッショナルな橋梁の事業者を相手方とするのだと思いますが、ここは設計の事業者です。設計の事業者でもプロフェッショナルな橋梁の事業者はあると思いますが、橋梁の事業者の方が

プロフェッショナルな事業者は多いと思います。設計事業者に発注しているのは、どうしてですか。

○工事契約係長

契約課としても、専門資格のない事業者をお願いするということではなく、技術者の資格により絞らせていただいています。主任技術者や照査技術者に関しては、一定の資格を有していることを入札参加資格の要件として求めています。

○秦委員

橋梁というのは特殊な分野なので、その分野に精通している方が信頼性は高いと思います。橋梁をやっている設計の人もいますので、そういう人に頼めば同等になるということでしょうか。

○工事契約係長

大手の事業者であれば、確かに社内にそういう人はいると思います。

○秦委員

これくらいの金額だから、そこまでの話ではないのでしょうね。

○工事契約係長

技術士の資格を条件としていることで、業務の質は担保されていると思います。

○秦委員

足立区には設計事業者が少なく、不調・不落の案件でも設計案件が目立っていますが、区外事業者が多く参加していて、こういう状況は望ましいとは思いますが。ところで、発注票を見ると、この案件でも受注制限を行うとなっています。この案件は入札参加者が多く、あまり問題はないのですが、不落のことを考えたり、

足立区の状況を考えたりすると、設計業種では受注制限をかけない方がいいのではありませんか。より不落にならないようにするには、できるだけ参加してもらう方がいいと思います。

○工事契約係長

受注制限に関しては、同時に発注する土木設計の案件があった場合にかかるというものです。この案件では発注票に具体的な案件名の記載がないので、受注制限はなかったのだと思います。受注制限についてですが、例えば二つの案件を、どちらか取ればいいという感覚で入札してくる事業者がいて、結果として両方とも落とした場合に、実は両方一緒には対応できないということになると、区としても困ってしまいますので、そのために受注制限を設けています。

○秦委員

そういう状況ならわかるのですが、基本的に落札にならず不調が続いているということが、足立区の設計案件の特徴になっていますので、それを防止するためには、競争環境を広くしておく方が望ましいと思います。いかがでしょうか。

○工事契約係長

委員のご意見のとおりかもしれません。

○秦委員

建築設計、設備設計などはどうですか。

○工事契約係長

参加者はあまり多くない状況です。

○秦委員

わかりました。

落札率は80.71%で、最低制限価格未満の入札もありました。これは特殊な業務であり、

最低制限価格の取り扱いも特殊なものになり、最低制限価格の要綱3条2項に該当しているということで、契約課長が定める率になっているということによろしいですか。

○工事契約係長

契約課長が定める率になっています。

○秦委員

要綱3条の1項ではなく、2項該当ですね。

○工事契約係長

そうです。

○鈴木委員

すべての橋梁が対象になっていて、漏れなどはありませんね。

○契約課長

担当課の中できちんと確認されているものと思います。

○鈴木委員

橋もたくさんあり、工事もよく行われています。私の家は埼玉県との境の近くですが、毛長川の橋梁も結構工事をしています。その橋はどこが管理しているのかと日頃から思っていて、点検は漏れなく行われているのか考えることがあります。

○総務部長

管理している所管では、番号が付けられていて、いつ竣工したものが、いつ点検され、いつ補修がされたという記録は持っていて、点検をして直すというサイクルは持っていると思います。

○契約課長

大きな事故にもなりかねませんので、そこは

漏れのないようにしっかり行われていると思います。

○総務部長

ご意見をいただきましたので、正式にというわけではありませんが、確認の声掛けはしておきたいと思います。

・物品契約2件

議案第4号 防鳥ネットの作成

○契約課長

契約方式は指名競争入札、契約種別は委託になります。契約金額は1316万円余、契約の相手方は、株式会社内山で、区内事業者です。契約期間は令和5年7月13日から令和6年1月31日までになります。この防鳥ネットについては、小中大と三つのサイズがあり合計で3300枚で、3回に分けて納品することとしています。仕様書に見本が載せられていますが、ごみに被せるネットで、痛んだりしてきたときに交換するようなものです。区内にはごみ集積所が3万5千か所くらいとかなり多くありまして、痛みなどで使用不能になるものが経常的に発生しますので、在庫状況をみて毎年度契約をしております。審議対象の競争入札参加資格と入札経過について、ご審議をいただきたいと思います。入札見積経過調書をご覧ください。落札率は99.01%とかなり予定価格に近い額ですが、多くの参加者はありました。

○飯塚会長

1者を除いて予定価格超過でしたね。毎年契約しているということは、事業者はある程度金額はわかっているのでしょうか。

○契約課長

入札結果は公表されておりますので、過去の落札額はわかっていると思います。

○田中副会長

それに近い金額で、どう入れていくかということですね。

○鈴木委員

置けるのであれば、かごタイプにしていくという方針はあるのですか。

○契約課長

所管課に確認します。

○鈴木委員

防鳥ネットではカラスが来て、ごみの散乱がすごいところがあります。それがかごタイプになってからは、カラスは来なくなったなど見えています。

○契約課長

集積所の数も多いですので、ネットで対応というところもあると思います。

○田中副会長

かごタイプですと、場所も取りますしね。

【事務局注：以下について各委員に後日報告した】

1 ごみ集積所に配布するのは、置けるのであれば、かごタイプにしていくという方針はあるのか

議案第5号 キャッシュレス決済還元事業運営業務委託

○契約課長

これは1者随意契約のものです。契約金額は8億9099万円余の委託案件になります。契約の相手方は、Pay Pay株式会社で、区外事業者です。契約期間は令和5年9月6日から令和6年3月31日までになります。こちらの事業は、令和4年度から行われているもので、

当初から事業者はP a y P a y 株式会社です。今年度も現在行われています。この8億9千万円ですが、その後、約20億円に契約変更しています。かなり好評で当初の予定よりもだいぶ使っていただいたという状況です。契約金額は約20億円ですが、最終的に支払ったのは、12億9千万円程となっています。そのうち、約12億4千万円がポイント還元分で、その中の3%が手数料です。残りの5千万円くらいが、事務経費となっています。こちらは随意契約になりまして、スマホ決済サービスに関しては、P a y P a y がトップのシェアを取っているところから、より多くの方に活用いただけるということで、選定したということです。実施したことによる経済波及効果ですが、具体的な数字を今は持っていないのですが、かなりの効果はあったと聞いています。特に4年度と5年度にかけてですが、4年度のときは大規模なスーパー、コンビニなどで使えていたのを、小さな事業者で使えるようにして、地元の事業者にお金が落ちるようなスキームに変えていったところですね。そういう意味で、商店街などの売上向上に寄与してきたものです。

○秦委員

P a y P a y 株式会社というのは決済会社です。ポイントの還元が魅力になっていて、ポイントを中心に考えたらP a y P a y 株式会社ということになるのでしょうか。しかし、目的は消費需要の喚起であり、足立区の経済の活性化のために行っているわけです。その手段として、支払い決済手段のP a y P a y を使うということはわかるのですが、それ以外の需要喚起策については、P a y P a y では専門性がないように思います。業務内容としては、キャンペーンの運用等々とありますが、ほとんどがどちらかといえば、決済以外の分野が多いようです。販売店を増やす、広報をするなど、P a y P a y もやるのですが、あくまで決済の推進の

ためにやっていて、ポイント還元のためにやっているものです。そうすると、P a y P a y にすべてを任すということは、どう考えればいいのかということです。これは需要喚起策ですから。今回、博報堂に頼み4社で実施することになりました。博報堂が実施することで、内容がだいぶ変わっているのではないですか。P a y P a y に随意契約で頼んで、販売促進、需要喚起策そのものをやってもらっていると考えなのか、決済手段だけやってもらっていると考えなのか、仕様書を見ると需要喚起策全部となっています。

○契約課長

キャンペーンを実施するので、その周知や広報、そういうものを含めてのものかと思います。

○秦委員

仕様はそうです。しかし、足立区として需要喚起策を頼むのに、ここは需要喚起策の専門事業者でしょうか。決済事業者ではありませんか。

○契約課長

これは需要喚起策の一つの事業です。それ以外にも、産業経済部の中で、区内事業者の活性化の別の事業は実施しています。

○秦委員

仕様の内容として、キャンペーンの広報、P a y P a y でもやっていますが、あくまで決済手段のPRではないですか。販売促進のための広報をどう考えるのか。対象店舗の募集・管理・支援、P a y P a y はこういうことはやるような専門事業者には思えないのですが。消費者への説明・支援、サポート窓口業務受託従事者への支援、実施調査の分析・評価、P a y P a y は分析・評価の機関でしょうか。確かに、関連会社へ下請けで出しているかもしれません。あるいは一般的なPRならヤフーでやるでしょ

うから、そういうことはあるかもしれません。このあたりをどう考えて、P a y P a y に随意契約で全部を任せたのか。その考え方をお伺いしたいと思います。

○総務部長

決済会社ではありますが、そういうこともセットで動いているということではないでしょうか。

○秦委員

P a y P a y の業務内容を調べてみても、そういうものは出てこないのです。関連会社は出てくるのですが。あくまで決済会社として、盛りだくさんのPRをやっています。ポイント還元という意味でのPRはやっています。なぜかというと、P a y P a y を使った決済をしてももらうためなのです。決済をしてもらうを増やすということが需要喚起になるから、それでいいのだと考えるのでしょうか。足立区の売上の向上、販売促進につながるような総合的な対策をとっているかどうかという話です。これは単にポイント還元の事業ですから、そこに視点を置いてやっているのですと考えれば、それはそうなるのですが。ですから、どう考えているのか、内容を見ると消費喚起策となっていて、ものすごく大きく広げているのです。現実に20億円で実施しています。すごい規模で実施していますので、それにふさわしい内容にはなっていますが、実は決済にしか過ぎない感じがします。

○契約課長

あくまでキャンペーンに関しての販売促進であって、そういうものかと思います。確かに、P a y P a y は決済業者かもしれませんが、決済業者でも、周知、事業者への周知や説明を併せて行っていきます。決済をすれば利用者の年代などの属性などはデータとしてあると思い

ますので、分析はできるということで、選定事業者としているものです。

○秦委員

令和6年度は博報堂に発注していますが、それまでのものと仕様に違いがあるのでしょうか。おそらく販売促進の面がより出ていると思います。考え方として、決済手段としてP a y P a y を使うのはわかります。圧倒的なシェアを占めていますし、どこでも使えるものですから。もう一つは、全体の販売促進です。それ以外の還元策も取っていますから。足立区の消費拡大をトータルで推進する中にP a y P a y も入ってくるというのは、一つのあり方なのでしょう。そこをどう考えているのでしょうか。

○契約課長

今年度についても、基本的にはキャンペーンを広く使っていただくということで、実施しています。

○秦委員

博報堂はあまりやらずにP a y P a y に任せているのですか。あるいは他の事業者に。

○契約課長

博報堂が実施すべきことを、再委託でP a y P a y などが実施している部分があるのかもしれませんが、基本的には周知のことも博報堂が一手にやっているのかと思います。

○秦委員

以前の契約とどう違うのですか。

○田中副会長

決済手段がいくつか入ってきているからというのがありますよね。そうするとP a y P a y をお願いするのは難しいということがありますよね。そこが大きな理由なのかと思います。

P a y P a y が広報活動をしていないというところが、よくわかりません。

○秦委員

広報活動はしています。当然、20%還元、30%還元は、そのものが決済手段として魅力あるものです。それをPRすれば販売促進になります。それはP a y P a y という決済手段を通じてやっているものです。事業者に対してどうPRするか、区民に対してどうPRするか、外部から足立区に来る人にどうPRするか、せっかく20億円もかけるのですから満額使ってほしいわけです。

○田中副会長

お知らせなどできますよね。

○秦委員

P a y P a y は自身の決済手段のPRはやっています。しかし、仕様に書かれている販売店の普及拡大、募集、管理、支援というのをやっているのかということです。

○総務部長

それはやっているのではないですか。

○秦委員

P a y P a y にそんなことができるのでしょうか。下請けに頼んでいるのでしょうか。そこがどうなっているのかを知りたいのです。P a y P a y が単なる決済業者ではなく、総合的にいろいろなことをやっているということであれば、それでいいと思います。会社の概要などを調べてみても出てきません。

○総務部長

P a y P a y 自身の販路拡大をすることと区が販売促進したいというところとはかぶっているのです、P a y P a y はそれを普通の企業

活動としてやっているものとイメージしました。両方がウィンウィンの関係であり、区の販売促進をすることが自身の販売促進にもなるということで乗ってくるのだと思います。

○秦委員

それから、契約変更ですが、9億円から20億円に増えました。すべて一般財源だと思います。通常はこれほど大きな契約変更はしないのではないですか。契約の性質が変わるくらい大きな金額です。入札ではできないのではないですか。随契だからでしょうか。安易にできるものではなく厳格にやっているはずですが。当初予算で決めたけれども、例えば補助金が付いて財源ができ、それは需要喚起につながるものであるから、それで拡大をするというのであればわかります。そうではなく一般財源でやるのであれば、最初からやればいいはずですが。それを契約変更する、しかも9月に契約して10月に変更です。

○総務部長

見込み以上に延びたというところはありません。

○秦委員

それならばわかります。しかし、契約変更内容公表書には、区内事業者の要望等を踏まえたキャンペーン内容の変更とあります。主体は行政の方であり、事業者から言われたから変えるというのはおかしいと思います。それと、キャンペーン期間の変更とありますが、30日だったのを25日と少なくしています。時期として1月からクリスマスシーズンの12月ということで、需要を喚起できるからなのでしょう。唯一わかるのは三番目で、付与率の変更ですが、20%を30%に増やしたので予算としては自動的に増えるはずですが。ここの部分についてはわかるのですが、これは11億円の話ではな

いと思います。

○田中副会長

原資は使う人が増えたので増えたということではないですか。

○秦委員

まだ始まってもないのに、どうしてわかるのですか。

○飯塚会長

これは単価契約ですね。

○秦委員

単価契約です。そこはわかります。その関連で、上限の話を後で聞きたいと思います。

○田中副会長

パーセンテージが上がったから原資が上がったのではないですか。

○秦委員

その部分は確かにそうです。しかし、なぜ全体で11億円も増やすのかです。

○総務部長

そこは、止められない……

○秦委員

それならば最初からそうすればいいという話です。これは一般財源を使っています。補助金が出るならわかるのですが、一般財源でやるというのは、行政の立場としてどうでしょうか。

○鈴木委員

私も案件を選んだときに、金額がこの程度なのかと思いました。資料をみて契約変更をしていたのかと思いました。秦委員の言うとおりに、最初からわかっているのであればというところ

ろはあります。

○秦委員

入札であれば、こんなことはできないです。入札ではないからです。今回の博報堂の案件でもするのですか。しないのではありませんか。

○契約課長

必要であれば。

○秦委員

入札でできるのですか。入札で、内容の同一性が維持できる状況であれば、まだわかりますが、9億円が20億円になるというのは、入札のときとは性質が変わっています。それを契約変更でやるのですか。新たな契約にするのではありませんか。工事の場合には、工事変更審議委員会を開きます。そこでどうするかを判断して決めていくわけです。そうした手続きを経て厳格にやっています。こちらの場合には、これほど大きな金額でありながら、手続きとしては大胆なものになっていて、そこが不思議でなりません。

○総務部長

政策的な判断でしょうか。

○契約課長

冷え込んだ景気を何とか回復しようということで作られてきたものです。

○秦委員

それなら最初からやればいいのかではないですか。

○総務部長

見込みを超えたということです。そこは読み切れないところもあります。

○秦委員

それならば根拠をきちんと説明する必要があるのではないですか。契約変更公表書で説明しているのは、そういうものではありません。趣旨としてはいいのですが、これだけ大きな契約変更にしては、根拠としてどうかと思います。

○総務部長

契約変更の内容及び理由の欄の記載は、確かに不足するものでした。

○秦委員

大きな金額の変更ですから、理由付けはしっかりしておいた方がいいというだけの話です。

○総務部長

プロセスとしては、当然のことながら補正予算ということで議会の理解も得たうえのことですから、しっかりとした説明はされているはずです。そのあたりを確認して、説明できるようにしたいと思います。

○秦委員

工事の場合、大きな案件を変更するときには変更審議委員会にかけ公的なところで審議しますが、委託については大きな案件でも、そのプロセスを踏んでいません。その点を検討されたいかがですか。金額が大きなものですので気になりました。

契約金額が10億円も増えていますが、実績としては低いようです。魅力がある事業ですし、対象店舗数も増えているようですが、実績は落ちています。これをどう評価しますか。

○契約課長

どれくらい利用されるか、読み切れなかったところがあったと思います。想定以上に使われていたような記憶があるのですが、そこは確認します。

○田中副会長

他の還元事業と競合したところもあったかかもしれませんね。

○総務部長

自治体間での競争もあったと思います。確認させてください。

○秦委員

還元割合が低かったため、利用されていないところはあったと思いますが、反対に想定額をオーバーする場合は気になります。オーバーしそうなときの停止措置として、どのように規定されているのかについて、この中では、停止を決めれば15日後に停止されるとあります。15日間でオーバーしてしまうのではないですか。他の自治体で、満額に達したら即座に止めるというのものもあるようです。足立区のものには、それが見当たらないです。

○飯塚会長

3か年に渡り継続しているようですが、経済効果の検証はどのようにしているのですか。単に、Pay Payの決済金額が多かったというだけでは、元々Pay Payを使っている人もいますし、現金ではなくPay Payを使っただけということもあります。売り上げ増の効果というものを、どのように検証しているのかと思います。これほどの規模の資金を注ぎ込んでいますので。

○契約課長

どれだけ使われていたかというデータを基に、経済波及効果を計算できるようなものがあり、それで効果を出しているそうです。

○飯塚会長

各店舗のPay Pay利用金額が変わって

いるのか、変わったとしても現金に替えて使っただけなのか、単純に比べただけでは、経済波及効果は出なさそうな気がします。毎年続けるほどの効果があるのか、その点が気になりました。

資料の随意契約内容及び選定理由書で、選定理由の記載が途中で切れているので、これ以降はどういう記載なのか、この資料上で切れているだけなのか、実際のものはどうなのか、確認いただきたいと思います。

○田中副会長

このキャンペーンは、今後も続くでしょうから、ここで振り返りをしておくことはいいことだと思います。

【事務局注：以下について各委員に後日報告した】

- 1 契約変更のしっかりとした内容及び理由について
- 2 契約金額は大きく増加したが、それに対して実績は低かったのではないか。低かった場合は、その理由
- 3 利用が契約金額の上限に達する場合に、即座に事業終了することに関する規定の有無
- 4 随意契約内容及び選定理由書で、選定理由の記載が途中で切れている。これ以降はどういう記載なのか、この資料上で切れているだけなのか、実際のものはどうなのか

○飯塚会長

お諮りします。議案第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認められるということでご了承いただけますでしょうか。

ー全委員了承ー

3 報告事項

- (1) 令和6年度の不調・不落について（10

月31日現在）

○契約課長

98件ありました。主なところとして、土木工事については、前年比で減っております。設計に関しては、増加傾向になっています。全体としても、75件から98件ということで、総発注件数も増えていますが、不調不落の件数は増えております。

○秦委員

全体としては多いように見えますが、工事と設計を分けてもらった方がいいです。工事の不調・不落は12件です。その中でトイレで不調・不落になっているものが多いようです。しかも区外事業者を入れても落札していないものがあり、問題だというところはありませんが、大部分の問題は設計です。設計は、足立区が抱える大きな問題です。対応を考えなくてはならないと思います。工事と設計は、別立てが望ましいです。

○田中副会長

再発注などで、最終的には今年度中に発注できないのは28件ということですね。

○工事契約係長

今年度中には対応できないのが21件、検討中が7件、今年度に発注するかもしれないし、繰り越しになるかもしれないというのが7件です。一度不調になり再度発注しているものが7件ということです。この7件と7件は、今後どうなるのかわからないというものです。

○飯塚会長

内訳としては、やはり設計が多いですね。元々多かったですが、さらに多くなっていますので、いよいよ対策を考えなくてはいいところですね。

(2) 指名停止措置状況について(6月～10月)

○契約課長

青森市で談合事件がありました。新型コロナウイルス患者の移送業務に関して、事業者には排除措置命令が公正取引委員会から出されました。それにより3事業者を指名停止といたしました。1事業者は排除措置命令までは至りませんでした。違反事業者ということで対象といたしました。

(質疑なし)

4 その他

○飯塚会長

事務局から連絡事項があればお願いします。

(1) 公契約条例手引きの改訂について

○契約課長

条例改正を受けて、手引きを改訂します。改定案を後ほど確認いただければと思います。

(2) 競争入札参加資格者の実態調査結果について

○契約課長

昨日の総務委員会で情報連絡しました。令和5年度からは、外部委託をし、事前予告なしで営業実態の調査を実施しています。令和5年度で実態確認ができず、認定しなかったケースがありました。令和6年度になって再申請があり、実態を確認したところ、営業実態が確認できましたので、認定をしました。しかし、この取り扱いについて、意見が様々出ておまして、皆様からのご意見をいただけたらと考えています。一度認定をしなかった事業者については、一定期間は再申請できないようにするなど、何らかのペナルティが必要なのではないかという意見もありました。区の方で関係している弁護士からのご意見をいただいております。建設

業の許可は国や都で行っていて、区が建設業法を超えてペナルティをかけるのであれば、慎重に審議しないと、非常にリスクが高く、ましてや区の方で確認する内容というのは、条例によるものではなく、内部の基準的なものによるものでして、そうしたところが非常にリスクが高いということでした。また、4年度と5年度の入札制度改革で、競争性を高めるため区内支店事業者へ対象を拡大してきている中で、ペナルティをかけるというのは、これまでの話と逆行してしまうというご意見もいただきました。その点も踏まえてご意見をいただけたらと思います。

○鈴木委員

二度目の申請で実態が確認できたのですが、その事業者は一度目に確認できなかったときは、どうなっていたのかというところが疑問です。実態がないのに、申請していたということであれば、それはおかしい話です。一度目がどういう状況であったのか、その理由如何によるのかと思います。騙す意図があったということであれば、何らかのペナルティが必要だと思っています。しかし、病気などで閉めざるを得ないなど、やむを得ない事情があれば、ペナルティをかけずに認めてもいいのかなと思います。

○田中副会長

今後の実施方法というところにも書いてありますが、連続して実態調査をすることに加えて、例えば半年ごとなど、頻繁に確認をするというのも一つの方法かなという気がします。ペナルティをかけるよりも、こまめに実態を調査することの方がいいのかなと思います。

○秦委員

要綱も見えていないので判断がつきにくいところがあります。

○総務部長

小さい事業者ですと、社長自らも営業に回っていて出かけていることもあると聞いています。小さいところが一生懸命努力をしているのに、たまたま会えなかったことで、申請が受け入れられないということがあってはいけないと思います。理由があるのであれば、それをしっかりみないといけないと思います。

(3) 入札制度改革の検証について

○契約課長

皆様にご尽力いただき、ご意見を踏まえて4年度と5年度に入札制度改革をいたしました。その前後も加えた3年度から6年度の、工事の入札の状況、事業者数の推移など、そういった内容について、実績を議会の方に報告をしたいと考えています。できれば年度内に出したいと思っておりますが、委員の皆様へは議会の報告前に見ていただきたいと思います。

5 閉会

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとします。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願います。委員全員が内容を確認した後に、区長へ提出いたします。よろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

○飯塚会長

以上をもって令和6年度第2回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。